第一章
遊技機リサイクルの歴史

遊技機適正処理
ガイドブック
簡易版
編集・発行　遊技機リサイクル推進委員会　2021年11月初版

- 1994年、埼玉県寄居町で４～５万台の野積み事案が発覚し、業者の雲隠れにより、業界で処分費用を拠出した。

- 1996年、通産省（現経産省）により、電気・電子機器のリサイクルの審議が行われ、自動車・家電と同様に遊技機にもリサイクル数値目標が定められ、業界団体により、遊技機リサイクル検討委員会が発足され、遊技機リサイクルのシステム整備を図る。

- 2000年、資源有効利用促進法により、指定製品として、パチンコ・パチスロ遊技機のリサイクル数値目標が定められる。現在のリサイクル数値目標は75%とされているが、**業界団体の2020年度調査では、パチンコ遊技機95.9%・パチスロ遊技機90.0%というリサイクル率の高さ**となっている。

- 2001年、栃木県鹿沼市で15万台の大規模な野積みが発覚し、業界が積極的に撤去した。その後の調査で宇都宮市で6万台の野積み事案も含め、撤去台数は合計21万台の大規模なものとなり、撤去費用は2億6千万円にも及んだ。この環境問題への貢献に対して自治体から感謝状が授与される。

- **野積み事案が業界バッシングへとならないよう、業界全体で適正処理への一貫した意識を持つ必要**がある。

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved

第二章
環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷

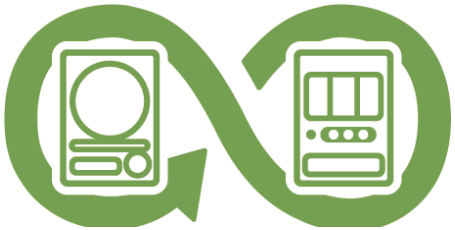

- 1970年、高度経済成長に伴う、大量生産・大量消費型の経済構造から、都市ごみの増加、廃棄物の不法投棄、工業化による大気汚染や公害などの問題から、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）が制定される。

- 廃棄物処理法では、事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならないとされ、**「排出事業者責任」が明確化**されている。排出事業者自らが最終処分までその責任を負わなければならない。

- 不法投棄をした者に対する罰則は、5年以下の懲役、若しくは1000万円以下の罰金又は併科（法人の場合は3億円以下の罰金）。

- 使用済み遊技機の大半は、**有価物として流通されているが、管理状況や金額によっては、廃棄物の扱い**となる。廃棄物へ該当するかどうかは適切な品質管理、リユース品としての市場性などから総合的に判断されるので注意。

- 資源有効利用促進法において、**パチンコ・パチスロ機は指定省資源化製品・指定再利用促進製品**に指定され、省資源・再生利用を設計段階から工夫すること、**３R（スリーアール）への取組みが義務化**されている。

※ ３R・・・ リデュース（Reduce：廃棄物の発生抑制）
リユース　（Reuse：再使用）
リサイクル（Recycle：再生利用）

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved

第三章
廃棄物適正処理、資源有効利用促進への取組み

■ 遊技機の３Ｒを推進するため、リサイクル推進委員会により、使用済み遊技機の**廃棄処理やリサイクルを適正に行うことができる「遊技機リサイクル選定業者」を選定**している。選定業者に対して、定期的に実査を行い、適正処理が可能な業者であることを確認している。現在、26社を選定。

■ 日工組では、2010年4月に**「日工組遊技機回収システム」**をスタートさせ、回収した遊技機を電子データで管理するとともに部品リユース等の再生利用を考慮した処理を行い、適正な処理及びリサイクルの促進を図っている。全国から使用済み遊技機を効率よく回収することで、不法投棄の撲滅及び循環型社会の実現に向けた取組みを推進。同システムを利用した使用済み遊技機の排出について、**処理費用は当該メーカーが負担する。**

■ **遊技機リサイクル協会**は、2007年2月に設立され、現在、41都府県方面遊技業組合とパチンコ遊技機メーカー32社、パチスロ遊技機メーカー31社が参加するシステム。
参加メーカーの排出台であれば、すべてメーカー負担となる（一部条件あり）。指定業者については、遊技機リサイクル選定業者から13社が指定処理業者として参加。

◎遊技機リサイクル選定業者
26社（2021年11月）

環境開発工業（株）
（株）ﾋﾟｰｴｽﾘｻｲｸﾙ東北
関根金属工業（株）
多摩運送（株）
（株）エコネコル
（株）ツヅキ
中部第一輸送（株）
（株）ナカタニエコシステム
（株）ダイトク
（株）エコフレンドリー
キングレックス（株）
（有）ミツワ
（株）ユーコーリプロ
（有）ｴﾑ･ｱｰﾙ･ｱｲ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ
（株）国際資源ﾘｻｲｸﾙｾﾝﾀｰ
（株）リーテム
（有）ｱｰﾙ・ｲｰ・ｺｰﾎﾟﾚｰｼｮﾝ
日本華軽商事（株）
ﾘｻｲｸﾙﾃｯｸ･ｼﾞｬﾊﾟﾝ（株）
三重中央開発（株）
（有）クリーンボーイ
大栄環境（株）
（株）姫路環境開発
金平鉄鋼（株）
藤鳶工業（株）
（株）エイワ産業

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved

第四章
使用済み遊技機等の排出方法①（推奨経路）

■ 使用済み遊技機は、有価物（有償売却）で取引される現状にある。そのため、産業廃棄物処分業の許可業者に限らず引取りが可能であり、不法投棄に繋がりやすいという、大きなリスクを抱えている。

■ **業界で制御可能な遊技機のリサイクルシステムを利用することが非常に重要**である。それ以外の引取業者と取引する場合は、適正処理ができる業者であることを確認すること、**適正処理を担保できない業者には売却・排出しない**ことが肝要。

■ また、遊技機の売却額の高さのみに注目した取引は、悪質な業者等が介入しやすく注意が必要である。

推奨経路

①	**遊技機メーカーの回収方法**	遊技機メーカーによる回収方法は、以下の各団体のホームページに掲載されています。 日工組HP：旧規則遊技機の下取・買取状況について 日電協HP：「下取り・買取り実施型式」の一覧
②	**遊技機リサイクル選定業者への売却・排出**	遊技機のリサイクルを適正に行うことができる廃棄物処理業者（許可業者）。排出者として確認すべき事項について、リサイクル推進委員会が定期的に確認しています。 ガイドブック巻末資料：遊技機リサイクル選定業者一覧
③	**日工組遊技機回収システムの利用**	日工組遊技機回収システムを利用した使用済み遊技機の排出について、処理費用は当該メーカーが負担します。 日工組遊技機回収管理センターHP:「遊技機を排出するには」
④	**遊技機リサイクル協会システムへの依頼**	参加メーカーの使用済み遊技機の排出については、解体費用をメーカーが負担しています。 遊技機リサイクル協会HP：_協会のシステム_処理会社（指定業者）
⑤	**登録販売業者への依頼（販売商社組合員）**	中古遊技機の販売資格を有する登録販売会社にご相談または依頼して、適正な管理の元で排出することが可能です。

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved

第四章
使用済み遊技機等の排出方法②（要確認経路）

■ 要確認経路の業者等へ売却する場合は、**適切な事業者であるか、自社で確認をしたうえで取引**するようにする。運送・倉庫会社等に委託する場合も同様に自社で責任を持って確認する。

■ 遊技機リサイクル選定業者以外の産業廃棄物処理業許可業者に排出・売却する場合は、**①許可内容・行政処分歴　②処理工程　③作業現場や事務所の様子　④情報公開性等を確認のうえ取引すること。**

■ 許可業者以外の業者に売却する場合は、**①事業者の信頼性の確認（情報収集）　②事業所等の状況の確認③契約内容等の確認　④取引後のフォローアップ**を行うこと。

■ 売却後の遊技機が、不法投棄等に繋がらないよう、最終使用者の責任として適正処理への注意義務を全うすること。

許可業者以外の業者に売却する場合

①	**事業者の信頼性の確認（情報収集）**	会社概要、保有資格・許可、財務諸表、情報公開の程度、環境保全や廃棄物等の適正処理に係る方針、自社製品・サービスに係る３Ｒ（スリーアール）への取組実績など、取引業者の信頼性を確認します。
②	**事業所等の状況の確認**	事業所・施設・従業員管理の状況、購入した遊技機の管理体制、同業他社からの評判など、取引業者の信頼性を確認します。
③	**契約内容等の確認（契約書項目）**	購入後の遊技機利用方法の確認、廃棄処理（部材の有償売却含む）の方法を契約項目で確認する。見積もり等により買取代金の妥当性を確認します。
④	**取引後のフォローアップ**	取引後に契約通りの内容で利用・処理が履行されているかを確認します。継続取引をしている場合は、経営状況等に変化がないか定期的にフォローアップしましょう。

※最終使用者の責任として、適正処理ができる業者であることを確認すること

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved

編集・発行　遊技機リサイクル推進委員会　2021年11月初版

遊技機流通及び排出事業者の皆さまへ

遊技機適正処理ガイドブック

第一章 遊技機リサイクルの歴史
～使用済み遊技機の不法投棄と遊技業界の取組み
第二章 環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷
第三章 廃棄物適正処理、資源有効利用促進への取組み
第四章 使用済み遊技機等の排出方法

遊技機リサイクル推進委員会

使用済み遊技機の排出・売却は、
事業者の責任として、
適正処理することが原理原則！
ガイドブックを参考に
不法投棄・野積み事案の防止を！

第一章　遊技機リサイクルの歴史
～使用済み遊技機の不法投棄と遊技業界の取組み
1.埼玉県寄居町での野積み事案
2.遊技機リサイクル推進委員会の発足
3.遊技機リサイクル目標の義務化
4.栃木県鹿沼市での野積み事案

第二章　環境・リサイクル関連法令と罰則の変遷
1.廃棄物処理法と排出者責任
2.資源有効利用促進法における指定

第三章　廃棄物適正処理、資源有効利用促進への取組み
1.遊技機に関わる法令上のポイント【振り返り】とその取組み
2.遊技機リサイクル選定業者と回収システム

第四章　使用済み遊技機等の排出方法
1.適正な業者の選定
2.廃棄物処理業者へ排出する場合の確認事項
3.許可業者以外の業者に有償売却する場合の確認事項

「遊技機適正処理ガイドブック」
ダウンロード版はこちらから→

@2021遊技機リサイクル推進委員会All Rights Reserved